

公述人注意事項

(航空法施行規則より抜粋)

(公述)

第81条の9 公述人の公述は、公述書に記載されたところにしたがってしなければならない。ただし、主宰者の質問に答えるとき又は主宰者が特に必要あると認めて許可したときは、この限りでない。

(公述の中止等)

第81条の10 主宰者は、公述人の公述が次の各号の一に該当すると認めるときは、その公述を中止させることができる。

- 一 第81条の8の規定により主宰者が指示した時間をこえたとき。
- 二 すでに公述された事項と重複し、又は事案の範囲外にあるとき。
- 三 前条の規定に反するとき。

2 主宰者は、公述人が前項の規定による中止の指示に従わないときは、その公述人を退去させることができる。